

進歩性判断における論理づけ

——「解決すべき課題」を中心として——

Reasoning in the Judgement on Inventive Step

—— focused on Problems to be Solved ——

東京高裁 平成13年11月1日判決

平成12年（行ケ）238号審決取消訴訟事件



高島 喜一^{*}
Kiichi TAKASHIMA

抄録 本事件において、本願発明とは異なる技術課題であっても、それに基づいて引用発明から当業者が容易に本願発明の構成にたどり着けば、本願発明の容易推考性は成立すると判示された。この判断プロセスに対しては基本的には賛成するが、幾つか注意すべき事項がある。また、判示された理由の中には幾つかの疑問がある。

1. はじめに

特許法第29条第2項は、「特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。」と規定し、公知・公用、刊行物記載等の発明から当業者が容易に推考できた発明は特許できないとしている。この容易推考性（容易想到性）という要件は、不法行為における「過失」と同様、それ自体では具体的な内容を持たない要件であり、具体的な事実や経験則に基づいて判断される事項であるとされている¹。その意味で、審査実務や判例においても種々の観点から容易推考性の判断がなされている。

今回、この判例を取上げた目的は、法律的な観点からというよりは、進歩性の判断という実務・運用の観点から検討したいがためである。

2. 事件の経緯

原告は、平成6年8月11日、発明の名称を「炭素膜コーティングプラスチック容器」（後に「炭素膜コーティング飲料用ボトル」と補正）とする発明（以下「本願発明」という。）につき特許出願（平成6年特許願第189223号）をしたが、平成11年2月10日拒絶査定を受けたので、同年3月11日、これに対する不服の審判を請求した。特許庁は、これを平成11年審判第3938号事件として審理した結果、平成12年5月29日「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。原告はこれを不服として、当該審決の取消を求めて東京高等裁判所に訴えを提起したのが本事件である。

^{*} 大阪工業大学大学院知的財産研究科教授
Professor, Graduate School of Intellectual
Property, Osaka Institute of Technology

3. 審決の概要

審決では、本願発明1（請求項1に係る発明）は、実願平3-93324号（実開平5-35660号）のCD-ROM（以下「引用文献1」という。）に記載された発明（以下「引用発明1」という。）、及び、特開平2-70059号公報（以下「引用文献2」という。）に記載された発明（以下「引用発明2」という。）、並びに、特開平4-331917号公報（以下「引用文献3」という。）に記載された周知技術に基づいて当業者が容易に発明し得たものであり、特許法29条第2項の規定に該当し、特許を受けることができないものであるから、本願出願は拒絶されるべきであると認定・判断している。

4. 本願発明及び引用発明等

本願発明及び引用発明等は、次のようなものとして把握される。

(1) 本願発明1

ガラスのビール瓶のように使用後再充填してリターナブル容器として使用することを可能とすべく、ガスバリア性を改善すること及び飲料等の低分子有機化合物の収着の問題を防止すること（以下「収着防止」という。）を課題としてなされた発明であり、特許請求の範囲の請求項1に係る発明（本願発明1）は、「プラスチック材により形成された飲料用ボトルの内壁面に硬質炭素膜が形成されていることを特徴とする炭素膜コーティング飲料用ボトル」である。

(2) 引用発明1

引用発明1は、ガスバリア性を高めることを課題とし、その解決手段として内壁面に酸化ケイ素膜を形成した、各種飲食用のプラスチック容器である。

(3) 引用発明2（出願人自らが、出願当初の明細書に従来技術として提示した発明）

引用発明2は、耐酸性、耐アルカリ性、耐溶剤性、耐熱性及び耐薬品性を持たせることを課題として、内表面に硬質炭素膜を形成したプラスチック器具であり、当該発明は、円筒状、フラスコ状の化学実験器具の外、コップ、皿およびボウルなどの生活用品にも適用可能である旨開示している。

(4) 引用文献3（周知技術として引用）

基板内部への水、酸素等の侵入を防ぎ、信頼性を向上させることを技術的課題として、2枚のプラスチック基板間に液晶を挟持してなる液晶表示装置の基板の端面に耐透気化、耐透湿化処理を施すことが記載されており、当該処理の材料として、酸化ケイ素膜や硬質炭素膜を使用する旨記載されている。これを例示として審決では、酸化ケイ素膜と硬質炭素膜がガスバリア性を有することは周知であるとしている。そしてその周知性を補強するために、審決取消訴訟の段階で乙第5号証及び乙第6号証が提出されている。

5. 本事件の主な論点

本事件の争点は幾つか存在するが、本稿においては、その中から以下の事項を論点として挙げ、検討する。

(1) 異なる課題について

本願発明とは異なる技術課題であっても、それに基づいて引用発明から当業者が容易に本願発明の構成にたどり着けば、本願発明の容易推考性は満たされるか。

(2) 発明の効果について

①引用発明が有する効果とは異なる、本願発明の効果は「当業者にとって十分に予測可能なもの」

とした根拠はなにか。

②本願発明が有する効果の顕著性は、引用発明（従来技術）が有する効果と比較して判断するのではないのか。

6. 裁判所の判断

判決は、請求棄却である。上記論点に関する裁判所の判断の要点を以下に引用する。

(1) 異なる課題について

「原告は、本願発明1と引用発明1とは技術的課題が相違し、引用発明1に基づいて本願発明1に想到する動機付けは存在しないと主張する。しかしながら、原告の主張は、主張自体失当という以外にない。原告の主張は、本願発明1の構成に想到するための動機付けは、本願発明1の技術的課題の認識以外に存在し得ないことを当然の前提とするものであり、このような前提が認められないことは論ずるまでもないことであるからである（一般に、異なった動機で同一の行動をとることは珍しいことではない。発明もその例外ではなく、異なった技術的課題の解決が同一の構成により達成されることは、十分あり得ることである。）。問題とすべきは、本願発明1の技術的課題ではなく、引用発明1等、本願発明1以外のものの中に、本願発明1の構成に至る動機付けとなるに足りる技術的課題が見いだされるか否かである。上記技術的課題は、本願発明1におけるものと同一であっても、もちろん差し支えない。しかし、これと同じである必要はない。したがって、本願発明1の構成の容易想到性の検討においては、本来、引用発明1の技術的課題を明らかにすることは必要であるものの、本願発明1の技術的課題について論ずることは、無意味であるということができるのである（両発明の課題に共通するところがあったとしても、それは、いわば結果論にすぎない。）。そ

して、引用発明1に、本願発明1に至る動機付けとなるに足りる技術的課題（ガスバリア性の向上）が認められることは、既に述べたとおりである。原告の主張は採用できない。」

(2) 発明の効果について

「本願発明1の構成自体は想到の容易なものであったことは、既に述べたとおりであり、このように構成につき容易想到性が認められる発明に対して、それにもかかわらず、それが有する効果を根拠として特許を与えることが正当化されるためには、その発明が現実には有する効果が、当該構成のもの効果として予想されるところと比べて格段に異なることを要するものというべきである。…本願発明1自体の効果として主張することが許されるのは、…本願発明1の上記の構成要件を満たす限り得ることができるという範囲にとどまるものとならざるを得ない。そして、このことを前提にした場合、コップなどの生活用品すなわち飲料用容器の内表面に硬質炭素膜を形成するものである引用発明2については、耐酸性、耐アルカリ性及び耐溶剤性に優れていることが知られ、硬質炭素膜がガスバリア性に優れていることが周知技術であることは前記認定のとおりであるから、『プラスチック材により形成された飲料用ボトルの内壁面に硬質炭素膜が形成されていることを特徴とする炭素膜コーティング飲料用ボトル』との構成（本願発明1）において、原告主張の作用効果が生じたとしても、少なくとも、これを上記の意味で格段に優れたものとすることはできず、むしろ、当業者にとって十分に予測可能なものというべきである。原告の主張は採用できない。」

7. 現行審査基準

進歩性に関する、特許庁作成の審査基準²では「進歩性の判断は、本願発明の属する技術分野に

おける出願時の技術水準を的確に把握した上で、当業者であればどのようにするかを常に考慮して、引用発明に基づいて当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけができるか否かにより行う。」³とし、「論理づけは、種々の観点、広範な観点から行うことが可能である。」⁴としつつも、その具体例として、「最適材料の選択・設計変更、単なる寄せ集め」と「動機づけとなり得るもの」を挙げている。そして、後者に属するものとして「技術分野の関連性」、「課題の共通性」、「作用、機能の共通性」及び「引用発明の内容中の示唆」を挙げている。

論理づけの際、「請求項に係る発明が引用発明と比較した有利な効果を有している場合には、これを参酌して、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけを試みる。そして、請求項に係る発明が引用発明と比較した有利な効果を有していても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理づけられたときは、進歩性は否定される」が、「引用発明と比較した有利な効果が、技術水準から予測される範囲を超えた顕著なものであることにより、進歩性が否定されないこともある。例えば、引用発明特定事項と請求項に係る発明の発明特定事項とが類似していたり、複数の引用発明の組み合わせにより、一見、当業者が容易に想到できたとされる場合であっても、請求項に係る発明が、引用発明と比較した有利な効果であって引用発明が有するものとは異質な効果を有する場合、あるいは同質の効果であるが際だって優れた効果を有し、これらが技術水準から当業者が予測することができたものではない場合には、この事実により進歩性の存在が推認される」⁵としている。

8. 検討

(1) 異なる課題について

本願発明とは異なる技術課題であっても、それに基づいて引用発明から当業者が容易に本願発明の構成にたどり着けば、本願発明の容易推考性は成立するとの考えには、基本的には賛成である⁶。しかしながら、以下の事項に留意することが必要である。

- ①形式だけではなく実質的にも本願発明の構成にたどり着いていること。
- ②構成の容易推考性は必ずしも、発明の容易推考性を意味しないこと。

ここでは、上記①について言及し、②に関する議論は、「(2) 発明の効果について」のところで展開する。

発明の要旨の認定にあたっては、特許請求の範囲の記載に基づいて行わなければならない（特許法第70条第1項）、その場合においては、特許請求の範囲の用語の技術的意義については、明細書等の記載を考慮して解釈するものとされている（同第2項）。すなわち、特許請求の範囲の文言の意味・内容を解釈確定するに当たっては、文言の文字としての一般的意味内容のみにとらわれず、明細書の他の記載、図面をも参酌し客観的合理的に解釈すべきであり⁷、特許請求の範囲の技術的意義を合理的に解釈するために、発明の課題や効果をも考慮することが重要な場合がある。

本事件に関していえば、本願発明1は「プラスチック材により形成された飲料用ボトルの内壁面に硬質炭素膜が形成されていることを特徴とする炭素膜コーティング飲料用ボトル」であるが、どの様に硬質炭素膜が形成されているかといえば、発明の詳細な説明の中で、発明の課題及び効果として「ガスバリア性」と「収着防止」を挙げているのであるから、当該両効果を有する、上記構成の飲料用ボトルとして本願発明1の要旨を認定す

べきであり、ガスバリア性の効果は有するが収着防止の効果は有さない、上記構成の飲料用ボトルを想定すべきではない。発明者は、ガスバリア性と収着防止を課題とし、硬質炭素膜を使用することをその解決手段としているのであり、当該両課題が解決される形での発明を完成したのであって、ガスバリア性の効果のみ達成するが収着防止の効果は達成されていない形での発明を完成したのではない。

特許請求の範囲にはガスバリア性及び収着防止という両効果を担保するための発明特定事項の記載は存在しないから、本願発明はそのような両効果を必ずしも有するものであると認定する必要はないとする考えがあるかもしれないが、それは特許法第36条第6項の特許請求の範囲の記載要件不備の問題ではあり得ても同第29条第2項で議論する発明の要旨認定の問題ではない。発明の把握は特許請求の範囲の記載に基づいて行うといっても、それは特許請求の範囲の記載が上記記載要件を満たしていることが前提となる。また、逆に、明細書を参酌しなければ発明の課題を達成できない様な特許請求の範囲の記載が、全て当該記載要件不備となるとは限らない。なぜならば、どの様に記載されている特許請求の範囲であっても、特許請求の範囲の発明特定事項を全て満たすが、その発明特定事項や非特定事項の具体的態様如何によって発明の課題を解決することができず発明の効果を奏しないものが存在することは明らかであるからである。本事件の場合でいえば、実際に使用するプラスチック材料、充填される飲料、ガスバリア性や収着防止の度合等、発明の実施される態様のすべてを想定し、各態様において必要とされる事項をすべて発明特定事項として記載しなければならないというものではないからであり、かつ、そのように記載することはおよそ現実的ではないからである。

審査における発明の把握と、侵害訴訟の段階における権利範囲の認定という立場の違いはあるものの、後者の場合においても、形式的には特許請求の範囲に文言どおり含まれるが明細書記載の効果の有しないものは特許発明に属さないとして、非侵害とするケースは多々存在する⁸。

本願発明とは異なる技術課題であっても、それに基づいて引用発明から当業者が容易に本願発明の構成にたどり着けば、本願発明の容易推考性は成立するとの考えには、「似て非なるもの」を根拠として容易推考性を認める危険性があることは常に考慮しておく必要がある。本事件の場合に例えれば、ガスバリア性という課題に基づいて引用発明から容易にたどり着いた結果が、ガスバリア性の効果は有するが収着防止の効果は有さない、「プラスチック材により形成された飲料用ボトルの内壁面に硬質炭素膜が形成されている」炭素膜コーティング飲料用ボトルとなる場合もあり得ることを指摘しておかなければならない。そのような場合には、進歩性の議論に関しては振出しに戻っていると言えよう。異なる課題から出発しても実質的に同一の構成にたどり着いた場合に、初めて構成の容易推考性が是認されるものとする。

(2) 発明の効果について

構成の容易推考性が必ずしも発明の容易推考性を意味しないことは既に言及したとおりである。効果の取扱いが問題となる。勿論、効果は客観的な効果として把握される必要がある。

効果をどの様に考慮するかについて、「構成の容易相当性を推認させる間接事実」と解する「間接事実説」や「作用効果の顕著性をもって、構成の容易相当性とは独立した進歩性判断の要件」と解する「独立要件説」が存在するが「間接事実説と独立要件説については、進歩性の判断において発明の効果を考慮する点において異なるもので

はない」⁹とされている。

本事件では、「このように構成につき容易想到性が認められる発明に対して、それにもかかわらず、それが有する効果を根拠として特許を与えることが正当化されるためには、その発明が現実には有する効果が、当該構成のものの効果として予想されるところと比べて格段に異なることを要するものというべきである。」(下線は筆者による。)と判示しているが、2つの意味で疑問が残る。

(i) 第1の疑問について

第1の疑問は、引用発明が有する効果とは異なる本願発明の効果を、「格段に異なること」でなく、「当業者にとって十分に予測可能なもの」とした根拠はなにかということである。

引用発明どうしを結びつけている共通の課題が本願発明の課題と一致する場合には、付加的効果を別とすれば、本願発明の主たる効果(当該課題に対応する効果)は引用発明の効果と同質のものとなるが、本願発明とは異なる課題から出発して引用発明から本願発明と実質的に同一の構成に到るときには、常に、(引用発明と同質の効果を有すると共に)本願発明の課題に対応する、引用発明とは異なる効果をも有することとなる。この場合、実質的に同一な構成である限り、その効果はその構成が有する固有の効果となる。

本事件ではガスバリア性という課題から出発しているのであるから、本願発明に収着防止効果があること自体、引用発明とは異なる効果が存在することになる。そして、本事件では、「ガスバリア性」という課題から出発しても本願発明の構成と同一のものにたどり着けば、本願発明の容易推考性は満たされると判断しているケースであるから、引用発明及び引用発明から容易に到達したものにおいては、「収着防止」はその構成に固有の効果ではあるが、意識されていない効果となる。

収着防止という効果はなおガスバリア性という効果とは異なる効果として、顕著な効果を認めうる余地が残されており、特許されるものであるか否かの更なる検討が必要である。すなわち、当該異なる効果が予測可能であるか否かの吟味が必要となる。

これに関連して、「構成自体についての推考は容易であるとされるときは…、その構成から生れる作用効果は、客観的には全て必然的なものであるのみでなく、…事実上すべての場合に、当該構成を採用したときのいわば自明の結果あるいはその構成のものとして容易に推測されるもの、又は、その構成の採用の下で極めて容易に発見されるものに過ぎない。」¹⁰(下線は筆者による。)との考え方があがるが、賛成できない。その理由は、上述のように固有の効果(必然的なもの)ではあっても、自明若しくは容易に推測、発見されるためには当該効果に対応する課題の認識が、論理的には必要だからである。通常、疑問のないところに発見はあり得ない。必要は発明の母であり、偶然に発見する場合は別として、課題のないところにその解決手段は認識できない。また、偶然を容易推考性の根拠とすることができないことは論を待たない。当該課題が、主又は副の引用例から導き出せるとか、周知・公知であることを前提として、初めて、固有の効果が、その構成においても自明若しくは容易に推測、発見され得るとの論理展開をすることが可能となるのではないのか。

この点で、効果の予測性は後知恵によるものでも構わないというのなら別として、収着防止を「当業者にとって十分に予測可能なもの」とする根拠の展開及び明示による説明が不十分と考える。

また、この考え方に従えば、第2の疑問とも相俟って、本願発明と同じ課題から出発して引用発明から当業者が容易に本願発明と同一の構成にたどり着き得ると一旦判断された場合には、例え化

学の分野であっても、その課題に対応する効果が引用発明に比較して如何に顕著であろうと、常に特許されないということになる。なぜならば、課題が同じなのであるから、その効果がどの程度のものかは常に当業者の意識にあり、必ず吟味し、どの様に優れた効果であろうとも極めて容易に見いだせるからである。

(ii) 第2の疑問について

第2の疑問は、本願発明が有する効果の参酌につき、従来技術の効果を比較対象としていないという点である。その後の多くの判決がこの傾向にあるとの分析・批判もなされている¹¹。これに関連して、「構成自体についての推考は容易であるとされる時は…特定の構成を既知のものとしてこれを前提に考えた場合、…事実上すべての場合に、当該構成を採用したときのいわば自明の結果あるいはその構成のものとして容易に推測されるもの、又は、その構成の採用の下で極めて容易に発見されるものに過ぎない。」(下線は筆者による)、「取消事由として…主張される作用効果の顕著性は、多くの場合、引用発明の有する作用効果との比較におけるものであって、当該発明の構成のものとして予測あるいは発見される作用効果との比較における顕著性ではなく、「それ自体では取消事由とはなり得ない性質のものである。」¹²とする考え方があるが、2つの意味で賛成できない。

第一に、こう考える根拠を、特許制度は「創作」を保護するものであって「発見」を保護するものではない点においているように窺える。しかしながら、もしそうであるとするならば、「特定の構成を既知のものとしてこれを前提に考え」るのであるから、どの様な顕著な効果であろうと、それは「発見」であって「発明」ではないことになる。さすれば、構成の容易推考性が認められる場合には必ず発明の容易推考性を満たし、効果を参

酌する余地はないとの結論にならざるを得ない。しかしながら、推考は容易であるとされる構成は、それ自体未だ世の中に存在していないものであるから、当該構成から効果を推測・発見することは、それが容易か否かに関係なく、全体としてみれば、行為以前には世の中に存在していないものを「発明」する行為であり、行為以前にも存在するものを「発見」する行為とは異なる。

第二に、この考え方をとるときには、構成の容易推考性さえ成立すれば、従来技術と比較して極めて優れた効果を有する発明も特許されない可能性がでてくる。特許は、特許法第1条の目的からして、従来技術に対して長足の進歩を呈した発明に与えられるべきものである¹³。進歩性の判断は、その性格上、発明完成後の評価とならざるを得ないが、いわゆるコロンブスの卵を認めない、事後予測により特許性を否定する危険性を孕むことに留意する必要がある。虚構による暴走の可能性を回避するという意味で、従来技術の効果と比較すべきである。構成の容易推考性を事後予測的に満たすからといって、必ずしも、課題やそれに対応する効果をも含めた全体としての発明の容易推考性を満たすものではない。また、「容易」(容易推考性)の「容易」(容易に推測される効果)が必ずしも従来技術から「容易」とは言えないことに留意すべきである。

確かに、「目的・効果の参酌不要の場合」も存在するが¹⁴、そのように効果を全く参酌しない場合とは、構成の容易推考性につき、「容易」の程度が、発明の実施に際して当然に行うべき「設計の当然の結果」程度のもの¹⁵の場合として例外的に捉えるべきであり、設計の選択肢が広がれば広がるほど、その効果を参酌すべきである。効果をできるだけ参酌しないこととすれば、進歩性の判断自体はそれだけ簡単になるのであろうが、正しい態度とは思われない。進歩性は、構成が大きな

比重を占めるとはいえ、原則としては、課題、効果をも含めて総合的に判断すべきである。

本願発明とは異なる技術課題に基づいて引用発明から当業者が容易にたどり着いた構成の場合は、特に、総合的に判断する必要がある。その構成に固有の効果ではあっても引用発明では認識されていない効果が存在することとなるからである。

収着防止効果をも含めた本願発明1が、引用発明（従来技術）からみて容易であるとの判断が必要であると考ええる。

(3) その他

乙第5号証（周知技術の根拠）の提出時期についても争点の一つとなっているが、当該乙5号証は本願発明1の進歩性はおろか、新規性をも否定するものである。この文献を引用例として論理を展開すれば、この事件の判断はもっと簡単なものとなっていたはずであるが、これを主引用例として審決取消訴訟の場で議論することは、昭和51年の最高裁判決⁶に違反することとなるので、硬質炭素膜がガスバリア性を有することが周知の技術である点だけを捉えて引用している。正直、あたかも場外で決着をつける感のあるこの文献の存在は、本事件における効果の更なる評価を続行する気力を挫き、判示の理由はともかく結論には承伏せざるを得ない。このような証拠を訴訟の段階になって提出されたのでは、それまでの手続、労力、費用等を考えると、出願人の思いには忸怩たるものがあるのではないか。膨大な出願、審判事件を処理しなければならない関係上ある程度は仕方がないのかもしれないが、「論より証拠」、このような文献は早期に発見されることを望む。

9. おわりに

以上、浅学の身での投稿であり、文字通りの「思而不学則殆」を恐れる。それにもかかわらず敢て

投稿したのは、法的価値判断に属し、夫々の事案に応じて種々の観点から行われる進歩性の論理づけに一石を投じ、法的安定性を担保しつつも具体的妥当性を確保するような進歩性判断の類型化を目指して、わずかながらでも波紋を惹起できればと考えたからである。

注)

- 1 相田義明「(4) 発明の進歩性」・竹田稔監修「特許審査・審判の法理と課題」発明協会218頁
- 2 「特許・実用新案審査基準現行審査基準 第Ⅱ部 第2章 新規性・進歩性」
- 3 審査基準「2.4進歩性判断の基本的な考え方」
- 4 審査基準「2.5論理づけの具体例」
- 5 審査基準「2.5論理づけの具体例 (3) ①引用発明と比較した有利な効果」
- 6 審査基準について：進歩性に関する審査基準にも、関連する記載がある。すなわち、「なお、別の課題を有する引用発明に基づいた場合であっても、別の思考過程により、当業者が請求項に係る発明の発明特定事項に至ることが容易であったことが論理づけられたときは、課題の相違にかかわらず、請求項に係る発明の進歩性を否定することができる。」とある（「審査基準2.5 (2) ②課題の共通性」）。しかしながら、その一方で、「課題が共通することは、当業者が引用発明を適用したり結び付けて請求項に係る発明に導かれたことの有力な根拠となる。…引用発明が、請求項に係る発明と共通する課題を意識したものといえない場合は、その課題が自明な課題であるか、容易に着想しうる課題であるかどうかについて、さらに技術水準に基づく検討を要する。」（「審査基準2.5 (2) ②課題の共通性」）とか、「請求項に係る発明の発明特定事項と引用発明特定事項との間で、作用、機能が共通すること…は、当業者が引用発明を適用したり結び付けたりして請求項に係る発明に導かれたことの有力な根拠となる。」（「審査基準2.5 (2) ③作用、機能の共通性」）という記載があるが、その意味は必ずしも明確ではない。引用例が複数ある場合に、それら引用例の個々の課題と本願発明の課題とが全て同一である場合のことを意味しているとすれば、確かに動機づけはできたといえるであろうが、本願発明の課題と引用例の課題の共通性は必ずしも必要ではないことは、本判決でも是認しているとおりである。また、本願発明の課題と一引用発明の課題、例えば主引用例の課題とが同一である場合のことを意味しているのであれば、他の引用例を主引用例に結びつける理由が議論されておらず、未だ動機づけは完成していないと言わざるを得ない。
- 7 東高判昭49. 5. 29判タ310号197頁 自動梳綿機事件
- 8 例えば、東京高判昭44. 8. 27無体集1巻246頁 組立式透明容器事件、東京地判昭42. 11. 15判タ215号187頁 除草剤事件
- 9 長沢幸男「進歩性の認定 (4) 一 顕著な作用効果」・「特許判例百選 (第3版)」有斐閣41頁
- 10 山下和明「第5章 審決 (決定) 取消事由」・竹田稔監修「特

判例紹介

- 許審決取消訴訟の実務と法理」発明協会160-161頁
- 11 渡辺温「最近の審決取消訴訟における進歩性判断の傾向（機械分野）(3)」・パテント58巻. 97頁（2005年6月）
 - 12 同上
 - 13 相田義明「(4) 発明の進歩性」・竹田稔監修「特許審査・審判の法理と課題」発明協会225頁
 - 14 吉藤幸著作＝熊谷健一補訂「特許法概説（第13版）」有斐閣124頁
 - 15 品川澄雄「作用効果に対する判断の要否」・「特許判例百選（第1版）」有斐閣24頁
 - 16 最高裁大法廷判決昭和51年3月10日（民集30巻2号79頁）